

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…定額法

② 無形固定資産…定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。なお、湯川村は退職手当組合に加入しているため、期末自己都合要支給額から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち湯川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っているものはありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、墓地事業特別会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 －％

連結実質赤字比率 －％

実質公債費比率 11.9%

将来負担比率 ー%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 45,650 千円

⑥ 過年度修正等に関する事項
なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減債基金に係る積立不足額

該当ありません。

② 基金借入金（繰替運用）

該当ありません。

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政
需要額に含まれることが見込まれる金額

2,427,516 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次
のとおりです。

標準財政規模 1,877,549 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 308,538 千円

将来負担額 3,520,033 千円

充当可能基金額 1,776,131 千円

特定財源見込額 該当ありません。

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 2,427,516 千円

⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が
行われていない法定外公共物は該当ありません。

(3) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 基礎的財政収支 400,970 千円

② 既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、
その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 402,795 千円

投資活動収入の国県等補助金収入	2,020 千円
未収債権額の増加（減少）	1,315 千円
未払債務額の増加（減少）	103 千円
減価償却費	△218,930 千円
賞与等引当金（増減額）	△7,577 千円
退職手当引当金（増減額）	△10,424 千円
徴収不能引当金（増減額）	△398 千円
資産除売却損	△14,091 千円
資産売却益	1 千円
純資産変動計算書の本年度差額	154,814 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 400,000 千円

一時借入金に係る利子額 395 千円